

騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正案の概要

1. 騒音規制法について

(1) 改正の背景

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定しなければならないとされており、都道府県知事が当該指定をするときは、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音について、規制基準を設定することとされている。

また、同法第 15 条第 1 項の規定により、市町村長は、指定地域内において特定建設作業に伴って基準に適合しない騒音が発生することにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工者に対して改善を勧告することができることとされている。

特定工場等に係る規制基準及び特定建設作業に係る改善勧告の基準では、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内について、他の区域より厳しい基準を定めることができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要がある。

(2) 改正案の概要について

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加する。

- ① 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条第 1 項
- ② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省、建設省告示第 1 号）別表第 1 号二

2. 振動規制法について

(1) 改正の背景

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならないとされており、都道府県知事が当該指定をするときは、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動について、規制基準を設定することとされている。

また、同法第 15 条第 1 項の規定により、市町村長は、指定地域内において特定建設作業に伴って基準に適合しない振動が発生することにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工者に対して改善を勧告することができることとされている。

特定工場等に係る規制基準及び特定建設作業に係る改善勧告の基準では、振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内について、他の区域より厳しい基準を定めることができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要がある。

（２）改正案の概要について

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加する。

- ① 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月環境庁告示第 90 号）第 1 条
- ② 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第一付表第 1 号二